

令和7年度（2025年度） 認定こども園・保育所等利用申込みのご案内



この冊子は、令和7年度のあいだは保存してください。

この案内には、保育所等利用申込みに関する手続き、申込に必要な書類や保育料等について記載しています。

内容をよく読んだうえで、利用申込書に必要な書類を添えてご提出ください。（就労証明書等の職場や園から記入を貰う書類は、作成に時間がかかる場合がありますので、早めに作成者に依頼するようにしてください。）

保育所等は、家庭での保育ができない保護者に代わり保育を行う施設です。

このため、保育の必要性が確認できない場合又は保育の必要性が確認できなくなった場合においては、保育所等の利用はできませんのでご注意ください。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）のことをいいます。

○お知らせ

令和7年度の放課後児童クラブ（学童）に申込み予定の保護者の方へ
保育所と放課後児童クラブの就労証明書の様式が統一されました。保育所と放課後児童クラブ両方に申込みをされる場合は、コピーしてご使用ください。

《お問い合わせ》

和水町役場 保健子ども課 TEL：0968-86-5730

もくじ

1	保育所等の利用申込み、入園までの流れについて	1
①	幼稚園、認定こども園（教育1号認定）利用までの流れ	1
②	保育所・認定こども園（保育2・3号認定）利用までの流れ	2
(1)	保育2・3号認定の利用申込の受付期間	2
(2)	保育2・3号認定の利用申込方法・窓口受付時間	2
	令和7年度保育施設クラス編成	3
	保育2・3号認定の申込みに必要な書類等	3
2	「子ども・子育て支援制度」について	4
	教育・保育施設等について	4
	教育・保育給付認定について	4
(1)	教育・保育給付認定区分	4
(2)	教育・保育の必要量	5
(3)	保育を必要とする事由	6
(4)	保育を必要とする事由ごとの「保育を必要とすることを証明する書類」確認表	7
3	和水町内の認定こども園・保育所	8
4	利用者負担額（保育料・副食費）について	9
	1号認定・2号認定の子どもの利用者負担額について	10
	3号認定の子どもの利用者負担額について	11
5	育児休業に関する手続きについて	12
6	求職活動に関する手続きについて	12
7	ならし保育について	12
8	長期欠席について	12
9	「保育を必要とすることを証明する書類」等の様式	13～18
10	申込書・同居者一覧の記入例	19～21

Ⅰ 保育所等の利用申込み、入園までの流れについて

① 幼稚園、認定こども園(教育1号認定) 利用までの流れ



利用希望の園を見学し、園に願書を提出します。



園から内定通知を受取ります。
内定通知は和水町保健子ども課に提出してください。
(菊水ひまわり園のみ、園から写しをいただきます。)

※園によっては申込書も同時提出場合があります。希望する園にお問い合わせください。



内定した園へ利用申込書を提出し、園と利用契約を結びます。



和水町から保護者に「支給認定証」「利用契約決定通知書」を交付します。



幼稚園等の利用が開始できます。

(1) 菊水ひまわり園(教育1号認定)の利用申込書受付期間・場所

令和6年11月1日(金)～令和6年11月29日(金)

午前8時から午後6時まで 土曜、日曜、祝日は除きます。

直接、菊水ひまわり園に提出ください。

※菊水ひまわり園の「内定」は、先着順ではありません。

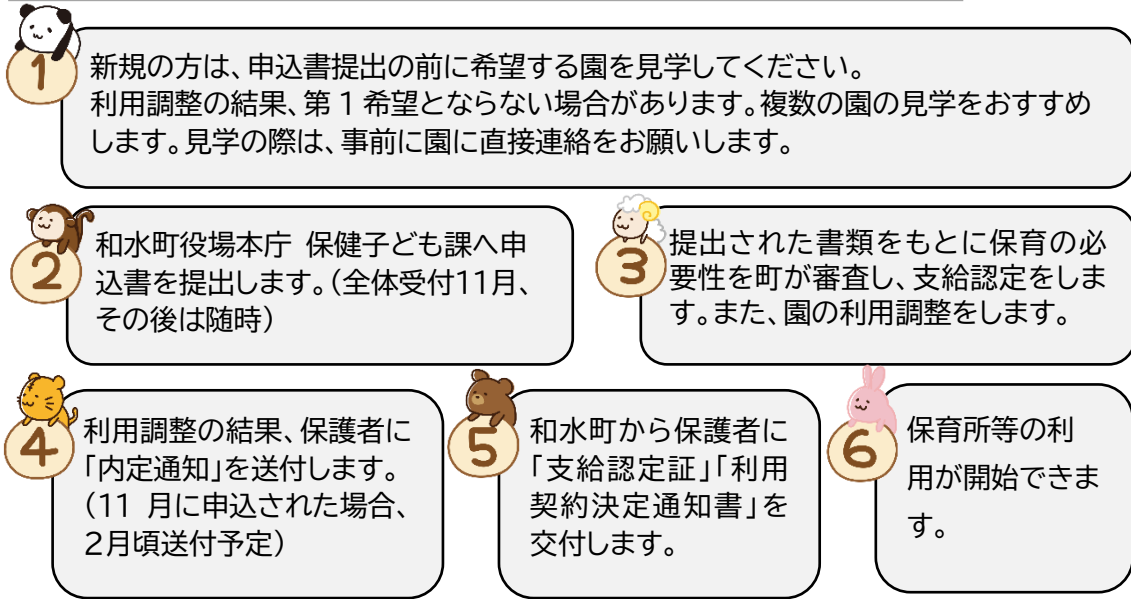
(2) 注意事項

町外の認定こども園・幼稚園等(教育1号認定)の受付期間等は、希望する園に直接お尋ねください。

町外の認定こども園・幼稚園等に利用申込をした場合、園から保護者に内定通知が交付されます。内定通知は必ず、和水町役場本庁保健子ども課までご提出ください。

役場に提出がない場合、その後の支給認定・利用契約は出来ません。

② 保育所、認定こども園(保育2・3号認定) 利用までの流れ



(1) 保育2・3号認定の利用申込の受付期間

令和6年11月5日(火)～令和6年11月21日(木)

土曜、日曜、祝日は除きます。

(2) 保育2・3号認定の利用申込方法・窓口受付時間

① 和水町役場本庁に来庁し、窓口で申請

午前8時30分から午後5時までに保健子ども課窓口へお越しください。

② 郵送による申請(郵送料はご負担ください。)※11/21消印有効

郵送の場合、書類の記入もれや添付書類不足にご注意ください。

郵便到着後、必ずお電話(0968-86-5730)します。日中繋がる電話番号を記入してください。着信時に都合が悪いときは、その後必ず折り返してください。お電話でお話ができない場合、受け付けすることが出来ません。

(父母の携帯番号を記入する様式となっているため、どちらに電話して欲しい等希望があればメモを入れてください。ただし、連絡が取れない場合は双方にお電話する場合があります。ご了承ください。)

《郵送先》 〒865-0192 和水町江田 3886

和水町役場 保健子ども課 保育担当 宛

※申込時に生まれていない子どもの申込みは、受け付けません。

※必要書類まで全て揃った状態で、ご提出ください。

(就労証明書等の職場や園から記入を貰う書類は、作成に時間がかかる場合がありますので、早めに作成者に依頼するようにしてください。)

令和 7 年度保育施設クラス編成

認可保育所等のクラスは 4 月 1 日時点の年齢で決まります。

年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。(小学校でいう学年と同じ)

クラス	生年月日
0 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生
1 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生
2 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生
3 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生
4 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生
5 歳児クラス	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生

保育 2・3 号認定の申込みに必要な書類等

提出書類は、様式など変更があります。必ず新年度用を使用してください。

在園児の家庭には昨年度の状況をもとに③の用紙を入れています。

来年度の状況と違う場合など必要に応じて、この冊子後ろの様式からコピーいただくか、HP からダウンロードしてください。

提出書類	
①施設利用申込書 新規の場合：施設型給付費・地域型保育給付費 等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書 在園児の場合：現況届兼施設利用申込書	施設の利用を希望する子ども 1 人につき 1 枚の申請書が必要です。裏面は入所する 長子の分のみ記入ください。
②同居者一覧	
③保育を必要とすることを証明する書類	父、母、同居の 6 5 歳未満の祖父母、 保護者の内縁の妻・夫、同居人等の書類 が必要です。 詳細は 6、7 ページをご覧ください。

②と③は、きょうだいで申し込む場合、1 部の提出で構いません。

保育料の口座振替を希望される方は、引き落とし希望の口座の通帳と通帳印をお持ちいただき、申込時にお声掛けください。

菊水ひまわり園の口座振替依頼書は、入園説明会の時に園から配布します。



2 「子ども・子育て支援制度」について

教育・保育施設等について

認可保育施設

①保育所（0歳児～5歳児）

就労、疾病、看護などにより、家庭で保育ができない保護者に代わって保育をするための児童福祉施設です。「集団生活に慣れさせるため」、「小学校の入学準備のため」等の理由では入園できません。

②認定こども園（0歳児～5歳児）

幼稚園部と保育園部の機能をあわせ持ち、また、地域における子育て支援を行う施設です。保育園部（0歳児～5歳児）幼稚園部（3歳児～5歳児）の利用ができます。

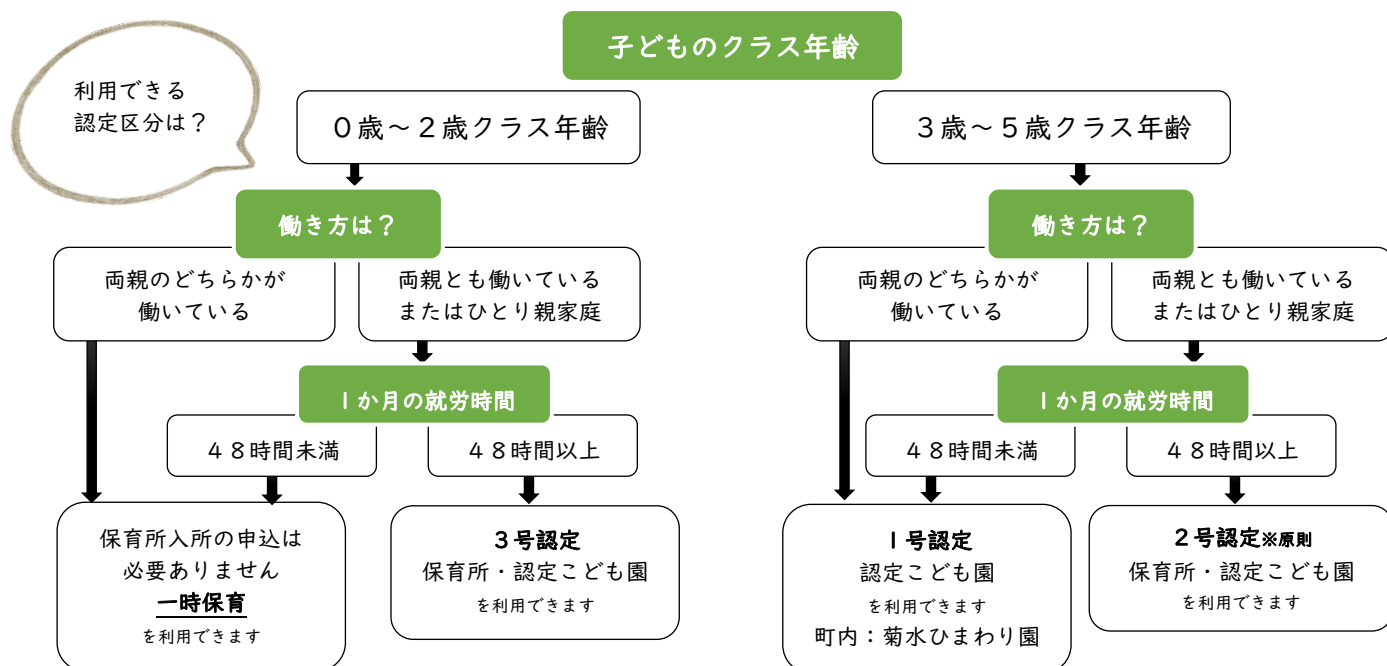
教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分（1号・2号・3号）があり、それによって利用できる時間が異なります。

また、2号認定・3号認定を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

（1）教育・保育給付認定区分

認定区分	内 容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育標準時間の利用を希望する児童（保育を必要とする事由不要）	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等を理由として保育が必要な児童	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等を理由として保育が必要な児童	



(2) 教育・保育の必要量

【教育１号認定（町内：菊水ひまわり園）】

認定こども園での教育を希望する、満３歳以上の子どもが入園できる児童福祉施設で、子どもの心身の健全な発達を図る役割も有しています。

預かり保育 7:00～9:00	利用時間 9:00～15:30	預かり保育 15:30～18:00	延長保育 18:00～19:00
--------------------	--------------------	----------------------	---------------------

【保育２・３号認定（町内：４園）】

保護者の就労等の状況に応じて、「保育標準時間」、「保育短時間」の２つに分類されます。

《標準時間保育》

利用可能な保育時間 7:00～18:00までの11時間（延長保育除く）

※就労の場合、おおむね1か月120時間以上の就労時間を想定。

標準時間保育（11時間） 7:00～18:00	延長保育 18:00～19:00
----------------------------	---------------------

《短時間保育》

利用可能な保育時間 8:00～16:00までの8時間（延長保育除く）

※就労の場合、おおむね1か月48時間以上120時間未満の就労時間を想定。

延長保育 7:00～8:00	短時間保育（8時間） 8:00～16:00	延長保育 16:00～18:00	延長保育 18:00～19:00
-------------------	--------------------------	---------------------	---------------------

※保護者が保育を必要とする時間で利用が原則です。

※保育を必要とする事由、就労時間や内容などによっては標準時間保育の認定を受けることができません。

※保育必要量に伴い、利用者負担額（保育料）も「標準時間」と「短時間」で異なります。

※預かり保育料、延長保育料については園にお問い合わせください。

※就労先や就労状況等、認定内容が変更になるときは、必ず届出して
ください。（すぐに届出できないときは、まずはお電話ください。）

(3) 保育を必要とする事由

2号認定・3号認定を受けるためには、保護者等が以下の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。該当しない場合は、保育所等の利用ができません。

在園中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、原則退園となります。

	保育を必要とする事由	備考	必要量		認定期間
			標準時間	短時間	
1	就労	仕事をしており、保育ができない場合。月48時間以上の就労が必要	○	○	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないため、保育ができない場合	○	▲	産前2か月、出産月、産後2か月まで（最長5か月）
3	保護者の疾病・障害	病気や負傷または心身に障害があり、児童の保育ができない場合	○	▲	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間
4	同居等親族の介護・看護	長期にわたり介護または看護を必要とする傷病者等があり、保育ができない場合	○	○	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあっているため、保育ができない場合	○	▲	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間
6	求職活動	起業準備を含み、認定基準を満たす仕事を探していて、保育ができない場合	×	○	効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの範囲内
7	就学	学校に在籍または職業訓練を受けているため、保育ができない場合	○	○	卒業予定日かその月の末日まで
8	虐待・DV	保育の必要性が認められる場合(日中子どもが家庭にいたることが適当でない場合等)	○	▲	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間
9	育児休業	すでに保育園等に在園しており、下の子の育児休業取得中も継続入園を希望する場合	×	○	小学校就学前までの範囲内で保育の必要性が認められる期間

※「▲」は保護者からの申請があれば、変更可能です。

※3号認定を受ける場合、認定期間は最長で満3歳となる前々日までとなります。

認定期間を過ぎると自動的に2号認定に切り替わります。



(4) 保育を必要とする事由ごとの「保育を必要とすることを証明する書類」確認表

保育事由		必要書類	備考
就労	被雇用者	□就労証明書 (PI3)	※職場等の都合により、申込時に提出が間に合わない場合は、先に申込みをしてください。その後、 令和6年11月末 までに就労証明書を提出してください。 ※産休・育休中の方は、「就労」認定ではないため、提出は不要です。
	自営業	□家庭状況申告書 (PI4) ※世帯内で同じ事業をしている場合は、1枚記入。 ※世帯内で違う事業をしている場合はそれぞれの事業ごとに記入。	自営業の状況が確認できる書類：①～③のいずれか ①申込時に提出できる最新年分の「確定申告書」(第一表・第二表・内訳書)の写し ②申込時に提出できる最新年分の「住民税申告書」の写し ③営業許可証または開業届の写し
	農業 内職	□自営業の状況が確認できる書類 ※備考を確認してください。	※申込時に提出してください。 ※申告書に専従者として記載がされていない人など ①～③では、申告書では自営業の状況が確認できない場合、家庭状況申告書に民生(児童)委員から確認署名を貰い、提出してください。 ※産休・育休中の方は、「就労」認定ではないため、提出は不要です。
求職活動 (起業準備含む)		求職活動の予定について、申込時にお伺いします。	求職活動認定の効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで認定ができます。就労(就労予定)が決まった時は、速やかに就労証明書を提出してください。
就学 (職業訓練)		□在学証明書 □職業訓練を受けている状況がわかる資料	在学証明書は、町の様式はありませんので、学校の様式をお願いします。学生証は不可。
災害復旧		□り災証明書	
妊娠・出産 ↓ (出産後) 育休 ↓ 出産・育休から 復職		□妊娠届(分娩予定日確認のため) 母子手帳も可	産前2か月、出産月、産後2か月(最長5か月)認定ができます。出産月がずれた場合、出産月を基準に認定期間が変更となります。
		□育児休業証明書 (PI5) □休業期間中の継続入園願 (PI6) (きょうだいが施設利用中の場合)	産後2か月以降の育児休業中は認定ができます。(短時間保育) 育児休業証明書(職場記入後)、休業期間中の継続入園願(現在入所中の園記入後)を合わせて提出してください。
		□就労証明書 (PI3) (復帰日が確定したら。遅くても復職月の前月10日までに提出)	就労証明書は復職日が決まり次第、早めに提出ください。提出がない場合、その後の保育契約を継続する手続きは進められません。
保護者 (同居者)の 疾病・障害		□医師の診断書 (病名がわかるもの) □各障害者手帳の写し □障害年金、特別児童扶養手当証書等	家庭で児童を保育することができないことについて、医師の診断が必要です。(期間の記載も必要) ※各障害者手帳や証書等は、同居者がお持ちの場合のみ提出してください。
介護・看護		□被介護者の介護保険被保険者証 □民生(児童)委員意見書(必要あれば) (PI7)	状況により必要な書類が異なりますので、ご相談ください。
虐待・DV		□配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等 □児童相談所意見書等	状況により必要な書類が異なりますので、ご相談ください。

- ・ 保育利用時間の変更(切替)は月単位となります。
- ・ 変更したい月の前月10日までに、認定変更申請書(PI8)および就労証明書等の提出が必要です。
- ・ 申込後、変更等が生じた場合は、必要書類を速やかに提出してください。

3 和水町内の認定こども園・保育所

和水町内の認定こども園・保育所は次の表のとおりです。詳細については、各園までお問い合わせください。 ※定員は令和6年度の人数です。（変更の可能性があります。）					
名称	認定こども園 菊水ひまわり園		神尾保育園	あおば保育園	春富保育園
利用認定区分	1号認定	2号・3号認定	2号・3号認定	2号・3号認定	2号・3号認定
公私立区分	私立		公立	私立	私立
定員	10人	160人	60人	30人	40人
住所	前原285-1		津田1436-1	板楠2442	東吉地767
電話番号	0968-86-5655		0968-34-2636	0968-34-2009	0968-34-2074
経営主体名称	有明中央福祉会		和水町	あおば会	春富福祉会
経営主体代表者名	菅原 秀一		石原 佳幸	田中 久美子	牛島 銘子
園長名	宇野木 かおる		星子 美紀	田中 久美子	牛島 銘子
開所時間	9:00~15:30	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00	7:00~18:00
延長保育	○		○	○	○
預かり保育時間 延長保育時間	<u>7:00~9:00</u> <u>15:30~18:00</u> 18:00~19:00	18:00~19:00	18:00~19:00	18:00~19:00	18:00~19:00
受入可能最少年齢	3歳	生後3か月※	生後3か月※	生後3か月※	生後3か月※
障害児保育	○		○	○	○
病児病後児保育	×		×	○	×
一時保育	○		○	○	○
子育て支援センター	○		×	×	×
放課後児童クラブ	×		×	○	○
保育方針	ほめる・認める・見つめる 子どもは、温もりのある豊かな環境の中でたくましく育ちます。 色鮮やかな変化に富んだ経験を積んでほしい。 私たちは、ひとりひとりの子どもたちに豊かな環境を与え、深い愛情の眼で成長を観察し、その心身の円満な発達を促していきたいと考えています。		すべては子どものために かがやく みんなが オンリーワン 基本的な生活習慣の確立を基本とし、豊かな環境の中で子どもたち一人ひとりを見つめ、心身の健やかな成長を目指します。 子ども一人ひとりが主体性をもって関わり、思ったことや感じたことをことばとからだで表現する力を育む保育を大切にします。	・楽しく遊べる、学べる保育をします。 子どもの「～したい」の声を大切にします。 ・子どもが自分らしく成長できる環境を提供します。 一人ひとりの子どもに寄り添い成長を促します。 ・経験を重視します。 外遊び・バスでお出掛け園外保育・野菜、コメづくり 外部講師の保育（英語、体操、リトミック、お絵かき） ・安心・安全・衛生な環境づくり 防犯カメラや警備会社の見守り 健康管理・熱中症対策 危険個所の毎月の点検 施設内の清掃、おもちゃの消毒の徹底	日常生活に必要な基本的な生活習慣や社会性を身につけることを基に、 ●健康な心と体を養う ●感謝や思いやりの心を持つ ●明るい挨拶と素直な「ハイ」の返事ができる 一人一人の子どもたちの心を大切にし、暖かく見守りながら保育を行います。

※乳児は、成長の状況に応じて受け入れ時期が異なる場合がありますのでご了承ください。

4 利用者負担額（保育料・副食費）について

利用者負担額の決め方

〈階層区分について〉

利用者負担額は、原則として保護者の町民税の均等割・所得割額の合算額を基に算定します。

●令和 7 年 4 月～令和 7 年 8 月の利用者負担額…令和 6 年度の町民税額に応じ算定

●令和 7 年 9 月～令和 8 年 3 月の利用者負担額…令和 7 年度の町民税額に応じ算定

※利用者負担額の階層は、父母および生計の主宰者である方の町民税の均等割・所得割額の合計により決定します。

生計の主宰者とは、世帯の中で収入および町民税額が最も高く、お子さんを扶養している方をいいます。

税額には、次の控除は適用しません。

住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除・外国税額控除・株式等譲渡所得割控除など

〈年齢区分について〉

クラス年齢（小学校でいう学年と同じ）です。

2 歳児クラスのお子さんで、年度途中に 3 歳になり 3 号から 2 号に認定が変わった場合も、3 歳未満児区分を適用します。

利用者負担額の納付

利用者負担額は、月額納付です。欠席などしてもお返しすることはできません。利用者負担額は、施設運営の保護者負担分となる大切なものですので、毎月の納入期限までに納入してください。

なお、認定こども園の利用者負担額については和水町で算定しますが、支払は利用している施設へ直接納入してください。

また、保育所の利用者負担額の納付にあたっては、口座振替による納付手続きをお願いしています。口座振替を希望される方は、役場または町内の金融機関に備え付けの『口座振替依頼書』を提出してください。その際には、通帳と通帳印が必要となります。（口座振替申請は、毎月 10 日締切、翌月末から振替開始となります。）

利用者負担額の変更

世帯の異動（保護者の結婚・離婚・就職・育休・離職など）や、税額変更（税の修正申告など）があった場合は、必ず役場へ届出をしてください。

副食費

令和 5 年 4 月分から和水町内に住所がある満 3 歳以上の教育・保育給付認定子どもの副食費を助成しています。

町内の保育所等を利用している場合、町が園に助成します。保護者は支払う必要はありません。

町外の保育所等を利用している場合、保育所に副食費を納付してください。年度末に副食費の領収書を提出いただき、町から保護者に助成します。

その他利用者負担金

利用者負担額の外に、教材費や行事費用、延長保育料、長期休暇中の預かり費用などが発生することがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

1号認定・2号認定の子どもの利用者負担額について

※子ども・子育て支援制度変更によって、利用者負担額等は変更になる場合があります。ご了承ください。

1号認定（幼稚園利用者）副食費負担

世帯階層区分			小学校3年生以下の 子どものカウント				
国階層	町階層	定義	1子	2子	3子		
1	A	生活保護法による被保護世帯	副食費 免除	副食費 免除	副食費 免除		
2	B1 B2 C1-1 C1-2	市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)					
3	C2-1 C2-2	町民税所得割額 17,000円未満					
	D1-1 D1-2	17,000円以上 34,000円未満					
	D2-1 D2-2	34,000円以上 51,000円未満					
	D3-1 D3-2	51,000円以上 68,000円未満					
	D4-1 D4-2	68,000円以上 77,101円未満					
4	D4-3	77,101円以上 96,000円未満				副食費 負担 あり	副食費 負担 あり
	D5	96,000円以上124,000円未満					
	D6	124,000円以上153,000円未満					
	D7	153,000円以上180,000円未満					
	D8	180,000円以上208,000円未満					
	D9	208,000円以上211,201円未満					
5	D10	211,201円以上					

2号認定（保育所等利用者）副食費負担

世帯階層区分			小学校就学前 子どものカウント		
国階層	町階層	定義	1子	2子	3子
1	A	生活保護法による被保護世帯	副食費 免除	副食費 免除	副食費 免除
2	B1 B2	市町村税 非課税世帯			
3	C1-1 C2-1 C1-2 C2-2	町民税所得割額 (所得割非課税の場合、均等割額) 48,600円未満			
4	D1-1 D2-1 D3-1 ※1	48,600円以上 77,101円未満			
	D1-2 ※2	48,600円以上 57,700円未満			
4	D1-2	57,700円以上 60,000円未満	副食費 負担 あり	副食費 負担 あり	副食費 免除
	D2-2	60,000円以上 72,000円未満			
	D3-2	72,000円以上 77,101円未満			
	D3-3	77,101円以上 84,000円未満			
5	D4	84,000円以上 97,000円未満			
	D5	97,000円以上121,000円未満			
	D6	121,000円以上145,000円未満			
6	D7	145,000円以上169,000円未満			
	D8	169,000円以上235,000円未満			
7	D9	235,000円以上301,000円未満			
8	D10	301,000円以上397,000円未満			
	D11	397,000円以上			

※1 ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯など

※2 国の定める「年収360万円未満世帯」に該当する世帯

3号認定の子どもの利用者負担額（保育料）について

※子ども・子育て支援制度変更によって、保育料は変更になる場合があります。
ご了承ください

- ①住民税非課税世帯の3号認定子どもの保育料は無料です。
- ②町民税額が77,101円未満であるひとり親世帯等で、生計を一にする子どもが2人以上いる世帯は、第1子は負担額表に掲げる金額を適用し、第2子以降は無料とします。
- ③C1-2階層からD1-2階層の一部（町民税額57,700円未満）に該当する一般世帯で、生計を一にする子どもが2人以上いる世帯は、第1子は負担額表に掲げる金額を適用し、第2子は半額、第3子以降は無料とします。
- ④D1-2階層の一部（町民税額が57,700円以上）からD11階層までのいずれかに該当する世帯（ひとり親世帯等のうち町民税額が77,101円未満の世帯を除く）で、生計を一にする小学校就学前の子どもが2人以上いる世帯は、第1子は負担額表に掲げる金額を適用し、第2子は半額、第3子以降は無料とします。
- ⑤18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降が保育所等を利用している世帯は、第3子の利用者負担額は無料とします。（D10階層及びD11階層に属する世帯は除く）

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降
①	非課税世帯（B1、B2）	無料		
②	ひとり親世帯等 （C1-1、C2-1、D1-1、D2-1、D3-1）	基準月額	無料	無料
③	一般世帯 （C1-2、C2-2、D1-2の一部対象者）	基準月額	基準月額の半額	無料
④	一般世帯 （D1-2の一部対象者からD11）	基準月額	基準月額の半額	無料
	ひとり親世帯等 （D3-3からD11）	基準月額	基準月額の半額	無料
⑤	D10、D11以外の世帯	18歳未満第3子の場合		無料

3号認定 利用者負担額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				保育料(月額)	
国階層	町階層	定 義		標準時間	短時間
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0
2	B1 B2	町民税非課税世帯		0	0
3	C1-1 C2-1	町民税所得割額 （所得割非課税の場合、均等割額） 48,600円未満	ひとり親世帯等※	4,500	4,400
	C1-2 C2-2		一般世帯	10,000	9,800
4	D1-1	48,600円以上 60,000円未満	ひとり親世帯等※	6,500	6,350
	D1-2		一般世帯	13,000	12,700
	D2-1	60,000円以上 72,000円未満	ひとり親世帯等※	8,000	7,850
	D2-2		一般世帯	16,000	15,700
	D3-1	72,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等※	9,000	9,000
	D3-2		一般世帯	19,000	18,600
	D3-3	77,101円以上 84,000円未満		19,000	18,600
	D4	84,000円以上 97,000円未満		20,000	19,600
5	D5	97,000円以上 121,000円未満		23,000	22,600
	D6	121,000円以上 145,000円未満		26,000	25,500
	D7	145,000円以上 169,000円未満		30,000	29,400
6	D8	169,000円以上 235,000円未満		34,000	33,400
	D9	235,000円以上 301,000円未満		38,000	37,300
7	D10	301,000円以上 397,000円未満		40,000	39,300
8	D11	397,000円以上		41,000	40,300

※ ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯など

5 育児休業に関する手続きについて

育児休業取得期間中については、「保育を必要とする事由」に該当しないため、保育所等の新規入所を希望することはできません。ただし、次の場合においては入所を希望することが可能です。

育児休業の終了に伴い職場復帰する場合

育児休業からの復職日によって、入所希望できる月が違います。

復職日が1～15日の場合、復職月の前月1日付けの入所を希望できます。

復職日が16～末日の場合、復職月の当月1日付けの入所を希望できます。

例1) 5月15日に職場復帰する場合（育児休業期間5月14日まで）

➡4月1日付入所の希望が可能です。※5月1日付入所も可能です。

例2) 5月16日に職場復帰する場合（育児休業期間5月15日まで）

➡5月1日付入所の希望が可能です。

※育児取得中の下の子が保育所を利用する前月10日までに就労証明書を提出してください。

復職日および復職後の就労内容確認のため、就労証明書の提出が必要です。

提出後、上の子の認定変更および新規入所（育児取得中の下の子）の利用決定を行います。

6 求職活動に関する続きについて

求職活動のために保育を必要とする場合、求職活動での認定期間経過後、就労を開始していない場合においては、新たな保育の必要性の確認が必要です。期日までに資料の提出がない場合は、保育の必要性の確認が取れず、退園となる場合があります。

就労を開始した場合、指定された期日までに就労証明書をご提出ください。

※求職活動のために引き続き保育を必要とするときは、過去90日間の求職活動状況を報告していただきます。その後、求職活動要件での再認定について審査します。

7 慣らし保育について

次年度4月から保育所等を利用する方で、3月に慣らし保育のため入所を希望する方は、今年度の利用申込みも併せて必要です。保育所の空き状況などで利用が出来ない場合もあります。

入所はせず、一時預かり保育（月14日以内の利用）を利用する場合は、希望する園に直接お尋ねください。

8 長期欠席について

通園実績が1日も無い月が発生した場合、保育の必要性が無いとみなされ、その月末で退園となります。事情により例外となる場合がありますので、ご相談ください。